ASBJ 企業会計基準委員会　SSBJ サステナビリティ基準委員会
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル20階
TEL.03-5510-2711 URL https://www.asb-j.jp/jp/
URL https://www.ssb-j.jp/jp/

（参　考　訳）

2026 年 11 月 9 日

IFRS 財団　御中

IFRS財団公開草案「IFRS財団『定款』の的を絞った修正案」に対するコメント

はじめに

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）及びサステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。また、ASBJ と SSBJ をあわせて「我々」という。）は、2026 年 8 月に公表された IFRS 財団（以下「財団」という。）の公開草案「IFRS 財団『定款』の的を絞った修正案」（以下「本公開草案」という。）に対してコメントを連名で提供する機会を歓迎する。

2. 以下では、我々のコメントの要点をまとめている。個別の質問に対する回答については、別紙を参照されたい。

IASB/ISSB の定員

（総論）

3. 現在、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって開発される IFRS 会計基準は、160 を超える法域において適用されており、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）によって開発される IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）は、40 を超える法域において適用されている。

4. IASB/ISSBによって開発される基準が真にグローバルな基準として引き続き認められ、それらの基準を適用する世界中の法域が今後も自信をもって基準を適用するためには、IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にする必要がある。そうしなければ、IASB/ISSB によって開発される基準に対する信認が損なわれ、それによって、真のグローバルな基準設定主体としての IASB/ISSB の正当性が脅かされる可能性がある。

5. ステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に反映されることを確実にするうえでは、基準の公表を承認するための議決権を有する IASB/ISSB のメ

ンバーの責任が特に重要であると我々は考えており、そのため、現行の「定款」に定められた IASB/ISSB の定員から、定員を減少することは極めて不適切であると考えている。我々は、諮問機関等の他の会議体やそのメンバーは、IASB/ISSB メンバーが IASB/ISSB メンバーとしての責任を果たすことを助けるかもしれないが、これらの他の会議体及びそのメンバーは、IASB/ISSB メンバーを代替することはできないことを指摘する。

6. さらに、IASB/ISSB の定員を現行の「定款」で定められた定員よりも減少させることは、基準の公表を承認する又は否認するために必要となる票数を減少させることになる。IASB/ISSB の定員の減少は、IASB/ISSB の基準開発プロセスの堅牢性を損なわせ、IASB/ISSB によって開発される基準の正当性についての懸念を生じさせる可能性がある。

（資金調達との関係）

7. 我々は、資金調達の困難さが IASB/ISSB の定員を減少する提案をもたらす理由の一つであることを理解している。この点、我々は IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることが極めて重要であると考えている。仮に、IASB/ISSB の定員を減少することによってこれが達成できない場合には、現行水準の資金調達がさらに困難となることを我々は懸念している。したがって、我々は、資金調達の課題への対処として、財団は IASB/ISSB の定員の減少ではない他の方策を追求すべきであると考えている。

（ISSB の定員）

8. 我々は、少なくとも今後数年間において、ISSB が取り扱うことが見込まれるアジェンダの数は、IASB よりも少ない可能性があることを認識している。しかし、我々は、この違いが ISSB の定員を IASB よりも少なくすることを正当化するとは考えていない。現在においても法域における ISSB 基準の検討又は導入の途上にある法域が未だに多くある状況であり、我々の見解では、法域において ISSB 基準が真にグローバルな基準とみなされ、自信をもって ISSB 基準を適用することが、特に重要である。また、我々は、ISSB メンバーが、このプロセスにおいて極めて大きな役割を果たすことができると考えている。

（IASB/ISSB の定員に対する評議員会の裁量）

9. 我々は、IASB/ISSB の定員について、評議員会にかなりの裁量を与える本公開草案の提案について、懸念を有している。我々は、IASB/ISSB が取り組む優先事項及び作業量は、世界中のステークホルダーからのインプットに基づく IASB 及び ISSB そ

れぞれのアジェンダ協議を通じて IASB/ISSB が決定すべきであると考えている。IASB/ISSB の定員は、実質的に IASB/ISSB の作業を制約し得るような形で、評議員会によって決定されるべきではない。

地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーの責任

（総論）

10. 前述のとおり、我々は、グローバルな視点に加えて、法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に反映されることを確実にするように IASB/ISSB が構成されることが必要であると考えている。我々はまた、このことが達成できるように、「定款」において IASB/ISSB メンバーの責任が明確に定められるべきであると考えている。

11. 具体的には、我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーと全体枠 IASB/ISSB メンバーは異なる責任を有するため、「定款」においても別々に定められるべきであると考える。

（地域選出の IASB/ISSB メンバーについて）

12. 我々は、IASB/ISSB メンバーは、基準を適用するすべての法域のステークホルダーの多様な見解及び懸念を理解し、基準設定に関する意思決定を行うに当たって自らの判断を行使する必要があることを理解している。

13. 一方、前述のとおり、我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーは、IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることについて責任を負う者として選出されるべきであると考える。

14. 現在の地域枠メンバーの選任は、各地域に割り当てられた定員の枠を地域内の候補者間で競争することにとどまっているように見受けられる。我々は、IASB/ISSB メンバーが地域選出として選任される場合には、その IASB/ISSB メンバーは、自らの出身法域だけでなく、地域内の法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にするために働く必要があると考える。さらに、我々は、この点を地域選出の IASB/ISSB メンバーの責任として「定款」に定めるべきであると考える。この責任を果たすための潜在能力は、地域選出の IASB/ISSB メンバーの要件の 1 つとして考慮されるとともに、再任すべきかどうかの検討にあたり、この責任を果たすことについての実績が評価されるべきである。

15. 我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーに対し、地域内の法域のステークホルダーの意見及び懸念を定期的に収集し、それらを IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることについての責任を課すことは、サプライズを減少させ、基準開発プロセスをより効率的なものとするための一助となると考える。

16. また、我々は、複数の IASB/ISSB メンバーが同じ地域から選出される場合、彼らは作成者、利用者及び監査人といった異なるバックグラウンドを有する可能性が高いことから、同じ地域から選出された IASB/ISSB メンバー同士が協力する必要があることについても指摘する。

17. 誤解を避けるために付言すると、全ての IASB/ISSB メンバーが基準の公表を承認する議決権を有することから、前項の我々の見解は、地域選出の IASB/ISSB メンバーのみがそれぞれの地域の状況を理解する必要があることを意図するものではない。地域選出の IASB/ISSB メンバーの要件は、地域選出の IASB/ISSB メンバーの責任を明確にするために提案するものであるが、全体枠 IASB/ISSB メンバーを含む全ての IASB/ISSB メンバーは、基準を適用するすべての法域について状況を理解する必要がある。

（全体枠 IASB/ISSB メンバーについて）

18. 全体枠 IASB/ISSB メンバーを選任するための要件は、概念としては非常にあいまいであり、如何様にも解釈できることから、我々は、全体枠 IASB/ISSB メンバーの比率を拡大することには反対する。

19. 我々は、IASB/ISSB の議長は、その出身法域又は地域にかかわらず、グローバルな視点から IASB/ISSB を主導しなければならないため、全体枠 IASB/ISSB メンバーとして選任されるべき点に同意する。そのため、全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB の議長には、地域選出の IASB/ISSB メンバーとは異なる責任があると考えている。さらに、我々は、全体枠 IASB/ISSB メンバーとして選出される IASB/ISSB の議長には、グローバルな視点から IASB/ISSB を主導する責任がある旨を「定款」に明示し、その責任を果たすための潜在能力が全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長の要件の 1 つとして考慮されるとともに、その IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長が再任されるべきかどうかの検討にあたり、この責任を果たすことについての実績が評価されるべきであると考える。

（IASB/ISSB の定員及び地理的配分に関する我々の提案）

20. 地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーのそれぞれの責任を踏まえた、IASB/ISSB の定員及び IASB/ISSB メンバーの地理的配分に関する我々の提案は、次のように要約できる。

分類	定員数
地域選出の IASB/ISSB メンバー	
アジア・オセアニア	4
欧州	4
アメリカ大陸	4
アフリカ	1
全体枠 IASB/ISSB メンバー	
議長	1
合計	14

（アジア・オセアニア地域に対する IASB/ISSB メンバーの配分）

21. アジア・オセアニア地域は、世界経済の相当な部分を占めている。地域内に 60 を超える法域が存在し、広範な地理的範囲をカバーしているだけでなく、法域によって実務慣行が異なり、その結果、ステークホルダーの意見が多様である。このため、我々は、アジア・オセアニア地域については、当該地域から少なくとも 4 名の IASB/ISSB メンバーを選任することが必要であると考えている。我々は、現行の「定款」において、アジア・オセアニア地域から 4 名の IASB メンバーを選任することが定められていることを指摘する。

2 つの審議会をまたぐ構成の調整について

22. 本公開草案は、各法域における IASB 及び ISSB への参加は両審議会にまたがって考慮することができるとすることを示唆している。IASB と ISSB は異なる意思決定機関であり、取り扱うアジェンダ及び審議に参加するために要求される技術的専門性が異なることに加えて、資金源も異なるため、我々はこの見解に反対する。

IASB/ISSB メンバーの常勤及び非常勤について

23. 我々は、IASB/ISSB の議長及び副議長は常勤であるべきであると考えている。したがって、ISSB 議長を常勤とすることに賛成する。

24. 我々は、適切な資格と経験を有する IASB/ISSB メンバーの選任を可能にする観点から、限定的な人数の範囲で非常勤の IASB/ISSB メンバーを選任できるとする提案には賛成する。しかし、我々は、IASB/ISSB メンバーは基準設定プロセスに深く関わることが期待され、大半の時間を IASB/ISSB の作業に費やす必要があると理解している。我々は、独立性の観点から、IASB/ISSB メンバーは、就任前に雇用関係をすべて解消すべきであり、したがって、やむを得ない理由により既存の雇用関係の一部を維持する必要がある場合にのみ、非常勤の IASB/ISSB メンバーを認めるべきである。

25. 我々のコメントが、財団の今後の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

川西　安喜

企業会計基準委員会　委員長

サステナビリティ基準委員会　委員長

別紙

本公開草案の各質問に対するコメント

本公開草案の各質問に対する我々のコメントは、次のとおりである。

質問 1—審議会の定員及び審議会メンバーの地域的配分
評議員会が両審議会の定員を減少する決定を導入するために次のことによって「定款」の修正を提案しているやり方に同意するか。 (a)　審議会のメンバー構成の範囲を定める。 (b)　適切な国際的な多様性及びバランスを維持するためにメンバーの地域的配分を修正する。 同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

IASB/ISSB の定員

（総論）

1. 現在、IASB によって開発される IFRS 会計基準は、160 を超える法域において適用されており、ISSB によって開発される ISSB 基準は、40 を超える法域において適用されている。

2. IASB/ISSBによって開発される基準が真にグローバルな基準として引き続き認められ、それらの基準を適用する世界中の法域が今後も自信をもって基準を適用するためには、IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にする必要がある。そうしなければ、IASB/ISSB によって開発される基準に対する信認が損なわれ、それによって、真のグローバルな基準設定主体としての IASB/ISSB の正当性が脅かされる可能性がある。

3. ステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に反映されることを確実にするうえでは、基準の公表を承認するための議決権を有する IASB/ISSB のメンバーの責任が特に重要であると我々は考えており、そのため、現行の「定款」に定められた IASB/ISSB の定員から、定員を減少することは極めて不適切であると考えている。我々は、諮問機関等の他の会議体やそのメンバーは、IASB/ISSB メンバーが IASB/ISSB メンバーとしての責任を果たすことを助けるかもしれないが、これ

らの他の会議体及びそのメンバーは、IASB/ISSB メンバーを代替することはできないことを指摘する。

4. さらに、IASB/ISSB の定員を現行の「定款」で定められた定員よりも減少させることは、基準の公表を承認する又は否認するために必要となる票数を減少させることになる。IASB/ISSB の定員の減少は、IASB/ISSB の基準開発プロセスの堅牢性を損なわせ、IASB/ISSB によって開発される基準の正当性についての懸念を生じさせる可能性がある。

（資金調達との関係）

5. 我々は、資金調達の困難さが IASB/ISSB の定員を減少する提案をもたらす理由の一つであることを理解している。この点、我々は IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることが極めて重要であると考えている。仮に、IASB/ISSB の定員を減少することによってこれが達成できない場合には、現行水準の資金調達がさらに困難となることを我々は懸念している。したがって、我々は、資金調達の課題への対処として、財団は IASB/ISSB の定員の減少ではない他の方策を追求すべきであると考えている。

（ISSB の定員）

6. 我々は、少なくとも今後数年間において、ISSB が取り扱うことが見込まれるアジェンダの数は、IASB よりも少ない可能性があることを認識している。しかし、我々は、この違いが ISSB の定員を IASB よりも少なくすることを正当化するとは考えていない。現在においても法域における ISSB 基準の検討又は導入の途上にある法域が未だに多くある状況であり、我々の見解では、法域において ISSB 基準が真にグローバルな基準とみなされ、自信をもって ISSB 基準を適用することが、特に重要である。また、我々は、ISSB メンバーが、このプロセスにおいて極めて大きな役割を果たすことができると考えている。

（IASB/ISSB の定員に対する評議員会の裁量）

7. 我々は、IASB/ISSB の定員について、評議員会にかなりの裁量を与える本公開草案の提案について、懸念を有している。我々は、IASB/ISSB が取り組む優先事項及び作業量は、世界中のステークホルダーからのインプットに基づく IASB 及び ISSB それぞれのアジェンダ協議を通じて IASB/ISSB が決定すべきであると考えている。IASB/ISSB の定員は、実質的に IASB/ISSB の作業を制約し得るような形で、評議員会によって決定されるべきではない。

地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーの責任

（総論）

8. 前述のとおり、我々は、グローバルな視点に加えて、法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に反映されることを確実にするように IASB/ISSB が構成されることが必要であると考えている。我々はまた、このことが達成できるように、「定款」において IASB/ISSB メンバーの責任が明確に定められるべきであると考えている。

9. 具体的には、我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーと全体枠 IASB/ISSB メンバーは異なる責任を有するため、「定款」においても別々に定められるべきであると考える。

（地域選出の IASB/ISSB メンバーについて）

10. 我々は、IASB/ISSB メンバーは、基準を適用するすべての法域のステークホルダーの多様な見解及び懸念を理解し、基準設定に関する意思決定を行うに当たって自らの判断を行使する必要があることを理解している。

11. 一方、前述のとおり、我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーは、IASB/ISSB によって開発される基準を適用する法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることについて責任を負う者として選出されるべきであると考える。

12. 現在の地域枠メンバーの選任は、各地域に割り当てられた定員の枠を地域内の候補者間で競争することにとどまっているように見受けられる。我々は、IASB/ISSB メンバーが地域選出として選任される場合には、その IASB/ISSB メンバーは、自らの出身法域だけでなく、地域内の法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にするために働く必要があると考える。さらに、我々は、この点を地域選出の IASB/ISSB メンバーの責任として「定款」に定めるべきであると考える。この責任を果たすための潜在能力は、地域選出の IASB/ISSB メンバーの要件の 1 つとして考慮されるとともに、再任すべきかどうかの検討にあたり、この責任を果たすことについての実績が評価されるべきである。

13. 我々は、地域選出の IASB/ISSB メンバーに対し、地域内の法域のステークホルダーの意見及び懸念を定期的に収集し、それらを IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にすることについての責任を課すことは、サプライズを減少させ、基準開発プロセスをより効率的なものとするための一助となると考える。

14. また、我々は、複数の IASB/ISSB メンバーが同じ地域から選出される場合、彼らは作成者、利用者及び監査人といった異なるバックグラウンドを有する可能性が高いことから、同じ地域から選出された IASB/ISSB メンバー同士が協力する必要があることについても指摘する。

15. 誤解を避けるために付言すると、全ての IASB/ISSB メンバーが基準の公表を承認する議決権を有することから、前項の我々の見解は、地域選出の IASB/ISSB メンバーのみがそれぞれの地域の状況を理解する必要があることを意図するものではない。地域選出の IASB/ISSB メンバーの要件は、地域選出の IASB/ISSB メンバーの責任を明確にするために提案するものであるが、全体枠 IASB/ISSB メンバーを含む全ての IASB/ISSB メンバーは、基準を適用するすべての法域について状況を理解する必要がある。

（全体枠 IASB/ISSB メンバーについて）

16. 全体枠 IASB/ISSB メンバーを選任するための要件は、概念としては非常にあいまいであり、如何様にも解釈できることから、我々は、全体枠 IASB/ISSB メンバーの比率を拡大することには反対する。

17. 我々は、IASB/ISSB の議長は、その出身法域又は地域にかかわらず、グローバルな視点から IASB/ISSB を主導しなければならないため、全体枠 IASB/ISSB メンバーとして選任されるべき点に同意する。そのため、全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB の議長には、地域選出の IASB/ISSB メンバーとは異なる責任があると考えている。さらに、我々は、全体枠 IASB/ISSB メンバーとして選出される IASB/ISSB の議長には、グローバルな視点から IASB/ISSB を主導する責任がある旨を「定款」に明示し、その責任を果たすための潜在能力が全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長の要件の 1 つとして考慮されるとともに、その IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長が再任されるべきかどうかの検討にあたり、この責任を果たすことについての実績が評価されるべきであると考える。

（IASB/ISSB の定員及び地理的配分に関する我々の提案）

18. 地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーのそれぞれの責任を踏まえた、IASB/ISSB の定員及び IASB/ISSB メンバーの地理的配分に関する我々の提案は、次のように要約できる。

分類	定員数
地域選出の IASB/ISSB メンバー	
アジア・オセアニア	4
欧州	4
アメリカ大陸	4
アフリカ	1
全体枠 IASB/ISSB メンバー	
議長	1
合計	14

（アジア・オセアニア地域に対する IASB/ISSB メンバーの配分）

19. アジア・オセアニア地域は、世界経済の相当な部分を占めている。地域内に 60 を超える法域が存在し、広範な地理的範囲をカバーしているだけでなく、法域によって実務慣行が異なり、その結果、ステークホルダーの意見が多様である。このため、我々は、アジア・オセアニア地域については、当該地域から少なくとも 4 名の IASB/ISSB メンバーを選任することが必要であると考えている。我々は、現行の「定款」において、アジア・オセアニア地域から 4 名の IASB メンバーを選任することが定められていることを指摘する。

2 つの審議会をまたぐ構成の調整について

20. 本公開草案は、各法域における IASB 及び ISSB への参加は両審議会にまたがって考慮することができるとすることを示唆している。IASB と ISSB は異なる意思決定機関であり、取り扱うアジェンダ及び審議に参加するために要求される技術的専門性が異なることに加えて、資金源も異なるため、我々はこの見解に反対する。

質問 2—審議会メンバーの属性
「定款」において次のことの変更を提案しないという評議員会の決定に同意するか。 (a)　非常勤の審議会メンバーに関する主要な規定 (b)　両審議会のメンバーの主要な資格要件 同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

IASB/ISSB メンバーの常勤及び非常勤について

21. 我々は、IASB/ISSB の議長及び副議長は常勤であるべきであると考えている。したがって、ISSB 議長を常勤とすることに賛成する。

22. 我々は、適切な資格と経験を有する IASB/ISSB メンバーの選任を可能にする観点から、限定的な人数の範囲で非常勤の IASB/ISSB メンバーを選任できるとする提案には賛成する。しかし、我々は、IASB/ISSB メンバーは基準設定プロセスに深く関わることが期待され、大半の時間を IASB/ISSB の作業に費やす必要があると理解している。我々は、独立性の観点から、IASB/ISSB メンバーは、就任前に雇用関係をすべて解消すべきであり、したがって、やむを得ない理由により既存の雇用関係の一部を維持する必要がある場合にのみ、非常勤の IASB/ISSB メンバーを認めるべきである。

IASB/ISSB メンバーの責任について

23. 質問 1 への回答で述べたとおり、我々は、IASB/ISSB メンバーの責任を「定款」において明確に定めるべきであると考えている。

24. 具体的には、「定款」において、地域選出の IASB/ISSB メンバー及び全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長の責任について、それぞれ次のとおり明確に定められるべきであると考える。

 (a) 地域選出の IASB/ISSB メンバーは、その地域内の法域のステークホルダーの意見及び懸念が IASB/ISSB における審議に適時かつ適切に反映されることを確実にする責任を負う。

 (b) 全体枠 IASB/ISSB メンバーである IASB/ISSB 議長は、その出身法域又は地域にかかわらず、グローバルな視点から IASB/ISSB を主導する責任を負う。

25. さらに、我々は、これらの責任を果たすための潜在能力が IASB/ISSB メンバーの選任要件の一つとして考慮されるとともに、再任すべきかどうかの検討にあたり、これらの責任を果たすことについての実績が評価されるべきであると考える。

質問 3—議決の取決め
縮小される審議会の効果的な意思決定を容易にするために、評議員会が提案している「定款」における議決の要求事項を更新する方法に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。また、その代わりにどのようなことを提案するのか、その理由は何か。

26. 質問 1 への回答で述べたとおり、我々は、IASB/ISSB の定員を減少すべきという点について納得していない。IASB/ISSB の定員が減少されないことを前提とすれば、議決の取決めに関する本公開草案の修正案に同意する。

質問 4—その他の的を絞った修正
「定款」のその他の的を絞った修正案に同意するか。

27. 「定款」のその他の的を絞った修正案に同意する。

以　上